

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)
市川市	堀之内・国分地区

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.3ha
③地区内における40才以上の農業者の耕作面積の合計	36.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00ha

2 対象地区の課題

- ・1経営体当たりの耕作面積は基本構想で定めている指標を超える農業者が多いが、この状況に対し、後継者を確保している割合が少ないため、後継者の発掘、地区外からの就農者の呼び込みの検討が必要。
- ・当地区は果樹栽培農家と野菜栽培農家が混在しているが、年々温暖化が進行している状況において、異常気象の影響を受けることも多くなり、この点からも、今後就農を希望する者がいるか不安要素が有る。
- ・当地区は、市街化区域内に圃場が有る農家が多いため、圃場が住宅地と隣接していることが多く、農薬飛散防止対策や、土砂の飛散防止に対する課題が生じている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

堀之内・国分地区の農地利用は、

- ①農地を引き継ぐ予定の後継者がいる中心経営体を核に複数の認定農業者が農地の集約を担う
- ②農業経営を希望する認定新規就農者の受入れを促進する
- ③パート、アルバイト等の臨時的就労者の活用を図る
- ④スマート農業の推進も含め効率的な農業経営を目指すことにより対応していく。

※「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、市町村の基本構想で目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹(梨)	1.1 ha	果樹(梨)	0 ha	国分
認農		果樹(梨)	4.3 ha	果樹(梨)	0 ha	北国分
認農		野菜	1.1 ha	野菜	0 ha	北国分
認農		野菜	0.6 ha	野菜	0 ha	北国分
認農		果樹(梨)	3.2 ha	果樹(梨)	0 ha	北国分
認農		果樹(梨)	2.3 ha	果樹(梨)	0 ha	堀之内
計	6人		12.6 ha		0 ha	

※経営面積は小数点第2位を四捨五入しております。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

実施したアンケートでは、貸付け等の意向が確認された農地の記載はなかったが、今後荒廃農地化を防止するため、貸付希望農家の発掘に努めるとともに、民設市民農園の開設を推進する。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・堀之内・国分地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に係わらず、原則として、市外化調整区域については農地中間管理機構(農地バンク)の活用を検討する。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
- ・農地中間管理事業による貸付は所有権の移転が伴わないことへの理解を進める。
- ・農地中間管理事業のメリット、デメリットについて情報提供を図り、農地中間管理機構の周知を進める。

○ 新規・特産化作物の導入方針

- ・都市農業の利便性を生かした収益性の高い農作物の導入を研究していく。
- ・野菜については、近隣の農家との差別化を図るため、高収益を期待できる品種の導入を積極的に検討する。
- ・野菜のブランド化を強化し消費拡大を目指す。

○ 鳥獣被害防止対策の取組方針

荒廃農地の解消に加え、狩猟免許保有者を増やすなど捕獲体制の構築に取り組む。

○ 災害対策への取組方針

- ・降雹災害、暴風災害等の被害防止のため、多目的防災網の整備に取り組む。
- ・高温障害対策として、かん水施設の整備に取り組む。
- ・上記2点の取り組みには、市及び県の補助制度の活用を図る。

○ 経営安定化への取組方針

- ・住宅街に近い立地を生かし、今後も直売所での販売に注力していくとともに、販路拡大を目指す。
- ・6次産業化による商品展開を推進する。